

宮城県沖地震を含む日本海溝沿いの地震への対策を求める件

去る5月26日に発生した宮城県北部沖を震源とする地震は、宮城県から岩手県にかけて大きな被害をもたらすとともに、災害時の通信体制の脆弱さを露呈させました。

昭和53年に発生した「宮城県沖地震」は、本市をはじめ宮城県内に甚大な被害をもたらしました。今後20年以内に同じような地震が8割強の確率で再来するとされており、早急に大規模地震に十分に対応できる体制を整備することが喫緊の課題であります。

市民の生命と財産を守ることは本市議会の使命であり、安全に安心して暮らせるまちづくりを急がなければなりません。

よって、国会及び政府におかれては、再来すると言われてしている宮城県沖地震の対策として、下記の事項の実現を図られるよう強く要望します。

- ① 宮城県沖地震を含む日本海溝沿いの地震に係る特別措置法を早期に制定し、地震観測施設や地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進するとともに、地方自治体が緊急に地震防災上必要な施設を整備するに当たっては、必要な財政上の措置を講ずること。
- ② 災害発生時において、迅速な情報収集・提供を図るとともに、医療機関をはじめ、関連機関との円滑な情報交換を行うため、各種情報通信手段の確保策を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年7月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防災担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 様

仙台市議会議長 鈴木 繁 雄